

平成24年度第1回秋田市廃棄物減量等推進審議会議事録

- 1 開催日時 平成24年10月5日(金) 午後2時から午後4時まで
- 2 会場 秋田市庁舎議場棟1階 第3・4委員会室
- 3 出席者
- (1) 委員 柴山敦会長、西川竜二委員、佐藤裕委員、佐藤芳昭委員、
佐藤真知子委員、藤井賢子委員、北村知子委員、
佐々木眞貴子委員、糸屋憲一委員、佐藤郁子委員、鈴木善夫委員
(委員15名中11名)
- (2) 事務局 佐藤環境部長、古里環境部次長、佐々木環境都市推進課長、
加藤ごみ減量推進担当課長 ほか6名

4 議事

- (議事に入る)
- 会長 次第5(1)「平成23年度までのごみ排出状況について」の議事に入る。
事務局より説明願いたい。
- 事務局 資料について説明。
- 会長 ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問をお願いしたい。
- 委員 資料にある事業系ごみ排出量について、平成21年度から3年間の実績が11年度比でほぼ横ばいとなっているが、事業所数の推移について把握しているか。
景気低迷等で事業所数が減っていれば、減量努力がされていないという見方も出来る。
- 事務局 事業所数は約1万6,000程度という統計があるが、1社単位では把握していない。
- 委員 平成21年度は何事業所より排出された廃棄物は何トン、22年度は何事業所で何トンという数値は出していないのか。

事務局	<p>そのとおり。約1万6,000社あるというところまでは認識しているが、委員のおっしゃるような詳細については把握していない。</p>
委員	<p>事業所数が加味されていない場合、排出量が横ばいという状況を、どのように分析しているのか。</p>
事務局	<p>本市では、事業所に対しごみの減量化について指導している。主な対象となる大規模な排出事業所は116社あり、これらの事業所は対象期間に1～2社の増減がある程度である。</p> <p>現在、小規模な排出事業者には指導の手が回っていない。平成21年度から23年度の排出量が横ばいとなっているのは、景気動向もあると思われるが、直接の相関関係は見られない。廃棄物排出量の25%を大量排出事業者が占めているが、状況の分析までは至っていない。</p>
委員	<p>リサイクル率についてだが、算出式は分母を回収量、分子をリサイクルプラザを通じて再資源化された量と考えてよろしいか。</p>
事務局	<p>資源化物のリサイクルの流れは、大きく分けて3つある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 リサイクルプラザに入るビン、缶、PET類 2 集団回収により回収され、直接民間業者に搬入されるもの 3 ステーション回収により、民間業者に搬入される古紙類 <p>したがって、分母は「センターへ搬入された量+民間資源化施設へ搬入された量」となり、分子は「回収量から雑物を除いた、直接再資源化された量」で算出する。</p>
委員	<p>リサイクル率も、21年度から横ばいとなっているようだが、これを向上させるためには、そもそもリサイクルの方法自体を改善する必要があるのか、若しくはリサイクルのニーズが無いのか、排出量自体が受け入れのキャパシティを超えているのかを考える必要がある。</p> <p>目標値に近づけるためには、まず廃棄物の排出量自体を抑制する必要があるのではないか。</p>
事務局	<p>これまで家庭系、事業系の廃棄物減量を併せて進めてきている。家庭系の資源化物は分別、リサイクルを進めているが、全体の排出</p>

量が分母となるため、リサイクル率向上には、排出量自体の減量が必要と考えている。

平成17年度から19年度にかけてリサイクル率が向上したのは、平成14年に溶融炉を導入した結果、処理に伴い発生するスラグをリサイクル可能になったことが大きい。

施設的な面を含め、ごみと資源化についての考え方を、今後さらに精査を進める必要があると考えている。

委員

ごみの有料化も行っており、家庭ごみからの古紙回収量が増えることによって資源化物の量が増えるが、分母の値も大きくなるようでは、リサイクル率の値は小さくなってしまう。何らかの対策が必要ではないか。

事務局

古紙や雑紙の回収量が増えていることから、分母はそのままに、分子の値が向上している傾向にある。古紙はリサイクルに回る好循環になることを期待している。詳細な状況については、次の資料で説明する。

委員

横手市等に比べて、秋田市は家庭ごみに分類されるものが多い。これは、溶融炉ということもあり、スラグ等で再利用できることから、資源化物も家庭ごみに分別しても良いということか。

事務局

溶融炉は、他市で利用している焼却炉と違い、磁器など普通埋め立て対応が必要なものが混じっていても処理することが出来るうえ、残渣物であるスラグやメタルもリサイクルすることが出来るため、最終処分量を削減することが出来るという特徴がある。

本市では、溶融炉を導入したタイミングで、再資源化物に金属類という回収区分を設け、びん、缶の回収とともに、分別回収に市民理解を得ている。

処理施設が対応できるから、大まかな分別でよいということでは無く、しっかり分別していただきたいと考えている。

会長

ほかに意見等は無いか。

無ければ、次に次第5(2)「有料化後のごみ排出量について」事務局から説明をお願いします。

事務局	資料 2 説明。
会長	ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問をお願いしたい。
委員	有料化に伴い、不法投棄の増加が懸念されるが、実績はどうか。 また、1人あたりのごみ排出量を算出する際の分母となる人口は、いつ段階の値を用いているのか。
事務局	不法投棄については、有料化に伴い増加の懸念があったが、件数は昨年度に比べて増加していないと伺っている。パトロールの強化や監視カメラの増設などを実施しているが、そのためのみではないと考えている。 人口については、3月末日の値を用いて、年度のごみ排出量を割ったものを1人あたりのごみ排出量として算出している。広報などで示す毎月の値は、月末の人口で、その月までの累計排出量を割ったものを一つの目安として示している。
委員	不法投棄の件数は、把握しているか。
事務局	確認し、報告する。
委員	項番 3、7月分の不適正排出状況についてだが、率は低く問題になるほどのものではないかもしれないが、その多くが廃材との説明があった。これは、以前は回収対象だったものが、有料化に伴い対象外になったことが十分周知されていないためではないか。 市広報では、減量速報などごみに関する情報を提供しているが、廃材が対象外になった旨なども掲載するべきではないか。
事務局	有料化に伴い、廃材や草むしりの草、オムツといった市民が戸惑いやすいものをはじめ、ごみの出し方を市広報に再度掲載している。 今後も機会があるごとに広報へ掲載するなど、周知に努めたい。
委員	不適正排出されたごみも、数回後の収集日には回収されている。これでは不適正排出者への啓発につながらないことから、絶対収集しな

いという対応は出来るのか。

事務局

不適正排出への対応は、われわれも苦慮しているところである。

従前は1回取り残し、次の収集日に回収している。これは、路上にネットを設置し集積所としている場合もあることから、取り残されると困るという町内会の意見があるためである。

家庭ごみは腐敗し、悪臭を発するため、集積所周辺住民へ迷惑をかけることから、絶対収集しないということは出来ない。また、腐敗しないものでも、不適正排出されたごみは掃除当番が一時預かるという町内会もあり、負担となってしまう。

内容物から排出者が特定できた場合は指導を実施しているが、廃材や資源化物は特定が困難である。このような町内会の負担を軽減するため、パトロールの際など、各町内にボランティア袋を配付している。今後も情報交換等連携して取り組んでいきたい。

会長

ほかに無いか

委員

有料化後、ごみ排出量が減少している。市ではごみ減量のため、コンポストの補助など、いろいろな取り組みをしているようだが、何が有効だったと考えているのか。

事務局

4でも説明したが、家庭ごみに含まれる資源化物の分別が促進された結果、ごみ排出量が減少したとと考えている。

いままで、なかなか資源化物、特に古紙の分別については普及していなかった。有料化を機会に、紙類の分別について啓発活動に努めたことから、古紙の回収率が向上し、ごみ排出量減につながったと考えている。

審議会でも議論があった手数料の設定については、ごみの削減効果と市民負担を考慮した結果、一番負担が少ない1リットル1円で、ごみの削減率10%を目指したものである。制度開始後3ヶ月であり、判断するのはまだ早計だが、現時点で効果は出ているといえる。減量効果が続くように、今後も進めていきたいと考えている。

会長

ほかに無いか

委員 確認だが、目標値は1人1日あたりのごみ排出量で、これには家庭ごみと粗大ごみが含まれるという認識でよいか。

事務局 そのとおりである。

委員 資料1と2を見比べた場合、2では有料化でごみ排出量が減っていることは見えても、目標との関連が見えづらい。
なぜ1人1日30グラム程度の減量ができないのか。排出されたごみの内容物について、有料化後データを収集したときに何か分かったことはあるか。
また、説明では9月に排出量が20%減だったとのことだが、人が減っただけに見えるので、詳細な説明を求めたい。
不適正排出率の考え方も、数値が小さく、問題ないように見えてしまうが、正しい評価方法なのか。また、1ヶ月8～9千件という件数について、どう捉えたらよいか。

事務局 有料化後、集積所に出されたごみの組成調査を実施している。その際最も多いのは生ごみで約半分、その次は紙、プラスチック類が各々15%程度を占めている。この傾向は、過去から続いているものと認識しており、生ごみの水きりや、紙類、特に雑紙の分別をお願いしてきている。有料化の説明会等に際し、重ねてお願いしており、古紙の回収率が若干向上したのは、このためと見ている。
目標値の達成のため、ごみを削減しなければならないという思いはみな持っていると思うが、びん、缶に比べて紙はくずかごに投入されることから、日常の取り組みがしづらい部分がある。有料化を契機に、紙類の分別が進んだのではないかと今のところ考えており、今後継続できるかが大きな課題である。
不適正排出率についてだが、どう評価してよいかは、事務局でも苦慮したところである。不適正排出率は、1世帯あたり週1回1袋排出した場合を仮定し算出した参考までの目安値である。件数的には、各集積所に1個以上有ったことになる。

委員 表現によって、誤解を受けやすい場合もあるので、配慮が必要である。

委員

有料化直後は、ごみの分別や排出量抑制に取り組んだが、だんだん戻りつつある。特に、ごみ袋に余裕があるときなどは、多めにごみを出してしまうことがある。プラスチック容器など、従来ごみとして排出していたものも資源化物として集めれば、減量につながるのではないかと、また、分別等について分かりづらいのではないかと。

事務局

プラスチック類についても分別し、再資源化し利用してはどうかという趣旨であると思う。プラスチックや生ごみについては、リサイクルの観点から分別収集の意見が多い。容器リサイクル法に基づき対応している自治体もある。分別収集されたプラスチック類は、最終的に3割が素材として再利用されるが、残りは、名称こそ違いますが燃料的に利用されている。本市溶融炉では発電もしていることから、最終的に燃料として利用するのであれば、分別の効果が無いと考えている。分別収集に係る費用対効果など勘案すると、現段階でプラスチック類の分別収集は難しいと考えている。

厳密に言うと、飴の包み紙もプラスチックであり、容器リサイクル法の分別対象に当たるが、これらを細かく分別対応するよりも、プリンター等製品プラスチックを収集し、リサイクルしたほうがより効果的であり、国でも実証試験を始めている。

有効かつ簡単な収集方法が示されれば、本市でも検討し取り組む必要があるが、現状では厳しいと認識している。

委員

有料化は、ゴミ袋の容量を単位として実施されているが、家庭での負担が増えた場合、不法投棄が増加することが懸念される。容量単位での手数料負担は本当に適切と言えるのか。

事務局

有料化検討時に、重量による負担も検討されたが、各家庭ごとに排出重量を測定することが困難なこと、収集時の手数料負担も困難なことから、容量によることが合理的とされた経緯がある。

全国的にも、重量制で手数料負担としている自治体は無く、容量で手数料が設定されている。

有料化に慣れてくると、減量効果が薄れることも想定され、本市でも危惧している。今までも情報提供と啓発活動に取り組んでいるが、ごみ減量につながるよう、より一層呼びかけていくことが重要な課題

と認識している。

委員 有料化にあたって反対の方もいたが、現在でも反対の声は寄せられているのか。また、有料化に伴って新しい意見はあるか。

事務局 反対の意見よりも、もっと安くないかとの意見や、手数料の使い方に関する意見が数件寄せられている。新しい視点として、今回の議会にも要望・陳情があったが、ゴミ袋の規格や種類を統廃合すべきとの意見もある。

委員 ゴミ袋の有料化に伴い、袋の容量ごとに値段が異なる。2種類の容量のものを組み合わせて利用するなど、使い分けすることが出来るのも、複数種類あることの利点である。

委員 町内会でも、有料化に伴い意識が変わったとの意見があった。出し方も、容量に種類があるため選択の幅がある。

分別についても、あまり細かくすると気を使う部分も有り、果たして本当にそこまで必要なのかとの思いもある。

不適正排出シールが張られているものも見かけるが、これは出す側の意識の問題のように思う。しかし、昨年までは廃材を束ねて出しても良かったが、有料化に伴い回収対象となくなることなど、変更点はきちんと周知する必要があるのではないか。

会長 コメントとして承る。ほかに無いか。

事務局 議会でも話題となったが、分別は、あまり細かすぎると高齢化が進展した場合対応が困難な場合があるなど、メリット、デメリットがある。

本市では、14年度に熔融炉を導入したことから、灰も溶かしてリサイクルすることが出来る。また、古紙のリサイクルも、付近に製紙工場があることもあり、他市に比較して進んでいる状況である。ごみ処理施設や産業基盤の状況などは都市により異なることから、分別区分が多いほうが良いとは、一概には言えないと考えている。

委員

平成22年度に、国が**廃棄物基本方針を定める**にあたり実施したパブリックコメントの回答では、プラスチックは再生利用を1番、次に熱回収を位置づけており、秋田市の方針とは逆となっている。

審議会においても、環境部長が分別収集する理由が無いとしていたが、これについてどう考えているのか。今後、分別区分の見直しに伴い、プラスチックの分別回収を取り入れる考えはないのか。

事務局

国では、3Rの推進の中で、リサイクルの順位づけをしている。

このなかで、まず素材としてのマテリアルリサイクルの実施を優先し、困難なものはサーマルリサイクル、どうしても活用できないものは適正に最終処分するとされている。

容器包装リサイクル法に基づきPETほかプラスチック容器を収集している例も多く見られるが、マテリアルリサイクルは集めた物の3割程度であり、ほかは結局熱利用されている。本市でも熱利用していることから、わざわざ他県に持って行って熱利用する必要は無い。このため現時点では、容器リサイクル法に基づく回収は時期尚早と考えている。

全国的に見ても、プラスチックは複合製品が多いこと、素材の表示が確認しづらいことなどから容り法に基づく分別量が増えていかないという問題があり、全国の都市清掃協議会から国へ改善を要望している。容器については法の規制があるが、製品プラスチックについては野放しのため、回収の全体量が伸びない。このため国では、製品プラスチックを含めリサイクルに回る仕組みについて、昨年3月に実証試験を行ったと聞いている。

全国的にリサイクルの状況が変わる可能性や、付近にリサイクル施設が出来る可能性もあることから、収集運搬コストが下がり、マテリアル利用率が向上する可能性もある。この問題については、総合的な費用対効果を見据えながら検討していきたい。

委員

容器リサイクル法の対象物など小さいものは、市の言うとおりがもしれないが、大きいものは、加工・再利用に向くのではないか。リサイクル率向上という観点もあることから、プラスチックすべてが熱回収前提ではなく、大きなものは分別してはどうかというのが、先の発言の趣旨である。

事務局 プラスチックについては、製品プラスチックを含め全体を考える時期が来ると思うが、現時点で市が独自に製品プラスチックを収集し、販路を確保すると言うのは、リサイクル施設が付近に無いことから困難である。運搬、資源化、製品化という全体を通じたスキームが出来たときは見直しが必要となるが、現時点では時期尚早と考えている。

委員 北村委員の意見にもあったが、不適正排出についての記述が分かりにくいのではないか。個数については、集積所1か所当たり月1、2個といった身近な数値や、排出率についても、1,000世帯あたり何世帯という身近な単位のほうが分かりやすいのではないか。

また、ごみ排出量全体の推移は、年間の累積値でないと分からないが、その際、強風や震災、有料化に伴う駆け込み需要など、月別の増減要因を注釈で示すとわかりやすいのではないか。

事務局 不適正排出に関する表現は、事務局でも苦慮したところである。

今回の資料は、議会に示した物をそのまま利用している。今後、より分かりやすい表現となるよう配慮していく。

委員 有料化は、ごみ減量化のひとつの手段として取り入れたものであり、従来からの取り組みがなくなったわけではないと思うが、今後の取り組みについてはどのように考えているのか。

事務局 有料化は、ごみ減量化のひとつの手段として取り入れたものだが、その効果が持続するかと言うと難しい。このため、ごみ減量施策と啓発活動を併せて実施する必要があると認識している。コンポスタへの補助や、資料配付したフォーラム開催をはじめとした啓発活動、従来も実施してきた小規模な団体への説明会などを通じて、ごみ減量に対する意識を持っていただけるよう取り組んでいきたい。市の広報媒体としては「広報あきた」が一番であるが、十分情報を載せ、啓発活動を合わせてやっていきたい。

会長 現状を見ている段階であり、今後市でもデータを取りまとめてほしい。われわれもそれを評価していきたい。

会長	引き続き次第5(3)「一般廃棄物処理実施計画の改訂について」事務局より説明をお願いする。
事務局	資料3説明
会長	ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問をお願いしたい。
委員	<p>3点質問したい。</p> <p>1として、がれきを処理した際の最終処分は、どこに行うのか。</p> <p>2として、最終処分されるものの放射能の濃度はどの程度か。</p> <p>3として、平成17年1月の市ごみ減量方策で、市の重点として指導員制度の検討があげられているが、その後の取り組み状況はどうか。</p>
事務局	<p>岩手県から受け入れる可燃系の災害廃棄物は、放射能の濃度が1キログラム当たり100ベクレルを超えないものを条件としており、実際の濃度測定では、すべて不検出となっている。これを熔融処理し、生成したスラグ、メタルの放射能の濃度についても不検出であり、1キログラム当たり100ベクレル以下と定められる再利用の安全の目安を満たすことから、資源化物として民間へ売却し、リサイクルされている。飛灰については、埋立基準である1キログラム当たり8千ベクレルを大きく下回る数十ベクレル程度であることから、総合環境センター敷地内の最終処分場へ、問題なく安全に埋立処分している。</p>
事務局	<p>推進員制度については、平成17年度に答申され、その後モデル地区を設定して検証してきた経緯がある。</p> <p>モデル地区の意見には、推進員の役割が「指導」となると非常にやりづらく、秋田の風土に合わないのではないかとの声もあり、その反省も踏まえ検討しているが、現時点では「どうやって、どのような役割を持って」というところまで検討は進んでいない。</p> <p>市内には環境活動に取り組んでいる方も居られることから、連携することも考えられる。また他都市の状況として、市民から率先して実施について申し出があるとも聞いており、本市でも市民発案で出てくる可能性もある。</p> <p>今後とも、引き続き検討していきたいと考えている。</p>

委員 有料化でごみ量が減っても、リバウンドで増える場合もあると聞く。これを防ぐには、市民へごみ減量について啓蒙活動をする人を増やさないと対処できないと考える。早い時期に方向性を出して欲しかった。早急に検討して欲しい。

事務局 本市としても期待するところはあるが、町内会からは、行政からのお願いが多いとの声もある。また、町内では自主的に取り組んでいる所もあると伺っている。

市が主導すると、押し付けとなり、活発な活動にならないことから、仕組みを検討する必要があると考えている。

早期実施の思いも分かるが、ごみ問題は市民と行政がともに取り組んで行く必要があることから、どのような枠組みが市民が参加しやすく、市民協働が効果的に行えるかについての研究や、機運醸成も必要であり、今後も勉強して検討していきたい。

なお、先ほど委員からお話のあった不法投棄の件数については、平成23年9月末で88件、24年9月末で87件であり、ほとんど変わらない状況にある。

会長 全体を通しての質問は無いか。

今回は報告主体の会でもあることから、数字の確認については、事務局で対応して欲しい。

会長 次第6「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 イベントの開催、報償費について説明。

委員 8月11日付けの魁新聞の読者の声にあったごみ袋の件だが

- 1 市へ登録されている製造業者は、何社あるのか。
- 2 製造業者の登録時時に、価格条項などはあるか。
- 3 価格変動について、定期的な報告を受けているのか。

事務局 1 登録業者は4社あり、それぞれ市の示す規格に合わせてごみ袋を製造している。

2、3 販売価格に関しては取り決めしておらず、報告も受けていない。

制度を説明すると、

- 1 市では、ごみ袋の規格を定める。
- 2 製造業者は、市に登録する。
- 3 製造業者は規格に合わせた袋を製造し、小売業者が商品として市場に流通させる。

このため、市が直接ゴミ袋を販売しているわけではない。

また、店頭で表示される価格は、商品代であるゴミ袋の代金+市へ収められる手数料であり、全額が市に納付されるわけではない。

委員 規格のみ示し、他はお任せということか。サイズなどのチェックは行わないのか。

事務局 検査費を予算化しており、ごみ袋の強度検査などを行っている。
また、登録時に市の規定を満たすか、検査表の提示を義務付けている。
本市では、ごみ袋の規格については示すが、価格については干渉していない。

委員 登録時問題ないとしても、その後については保障できないのではないか。

事務局 検査費用を予算化しており、市販品をテストしている。登録後野放しというわけではない。

会長 ほかに無いか。
無いようなので、以上をもって平成24年度第1回秋田市廃棄物減量等推進審議会を閉会する。